

特別養護老人ホームあずみの里裁判で、 無罪を求める要請書

長野地方裁判所松本支部 裁判長 殿

2013年12月12日特別養護老人ホームあずみの里の食堂で、おやつのだーナツを食べた85歳の女性がぐったりして、意識を失っているところを発見されました。

施設職員が全力で救命に努めましたが、女性は1月16日に搬送先の病院でお亡くなりになりました。そして2014年12月に検察は女性の隣にいた准看護師の山口さんを、女性を誤嚥させ、窒息死させたとして在宅起訴しました。

その当日、山口さんは介護職員と2人で17人の利用者におやつを配り、続いて食事全介助が必要な他の男性入所者の食事介助にあたっていたのです。山口さんのとった行動は適切なものであり、女性に対する見守りを怠ったとして罪に問われるような落ち度は全くありませんでした。さらに、この女性が窒息や誤嚥により死亡した証拠はありません。

現在、介護保険制度の度重なる改定によって、介護職場では職員の人材の確保が非常に大変な状況になっています。本件を有罪にすることになれば、介護職員はますます職場を離れ、介護の現場に混乱が持ち込まれ、本来あるべき人間の尊厳を守る介護ができなくなります。

私たちは、裁判所に対して、無罪判決を強く要請します。

氏名	住所

※お預かりした個人情報は、本件以外の目的には使用いたしません。

取扱い団体

特養あずみの里業務上過失致死事件裁判で無罪を勝ち取る会
〒399-8204 長野県安曇市豊科高家5285-11 協立福祉会 気付
Tel.0263-71-2300